

ます。そのために防災教育、防災訓練をしっかりと実施することです。2点目は、防災教育の基本は自分の身は自分で守ることです。1年生にもしっかりと教えていかなければなりません。自分で考え、判断し、行動する。これが生きる力です。で、しっかりと防災教育をしていきます。3点目は、音楽やスポーツの力が子どもたちを勇気付け、心の支えや心のケアだけでなく、大きなパワーを頂きました。夢を育み、愛がある教育を推進していきたいと考えています。



大友 克寿

協働のまちづくり
震災復興

問 市民等で組織する「若沼市協働のまちづくり推進会議」と市職員による「若沼市協働のまちづくり検討委員会」から提出された「協働のまちづくり指針」に「協働のかたち」とあるが、こ

れを今後の震災復興においてどう考えていくのか。

市長 震災復興において、協働を進めていくことは非常に重要な視点だと思えます。市民の皆さまや市民活動団体、企業と行政が信頼関係を築いて、それぞれの特性を生かし、震災復興に取り組んでいくことが重要だと思います。

市民・行政の役割は

問 「協働のまちづくり指針」には協働を進めるために市民の役割、行政の役割がそれぞれ示されている。震災復興においてどう考えるか。

市長 震災復興計画の中でも「チーム若沼、オール若沼、オールジャパン」という表現を使いました。多くの方々の知恵や力を結集して取り組んでいかなければならないと思います。

問 震災復興計画ブランドデザインの作成において「協働のまちづくり指針」はどう生かされたか。

市長 とりわけ意識しました。協働の考え方を十分踏まえたものだと思います。

今後の復興に向けて



布田 一民

問 がれき処分や地盤沈下、道路やライフラインの整備の社会的基盤が復旧していない。その状況で生活再建の対策である市民生活の復興はどのように考えるか。

市長 一日も早く元通りの生活に戻るよう、そして、以前の生活が営めるよう、市としても大きな責任を負うと同時に、国・県の制度や財政支援で一体となり生活復興につなげていきたいと考えています。

生活再建研究部会を

問 「住まい」「つながり」「暮らし向き」について、生活再建の研究部会を早急に設置し、しっかりと研究、検証すべきではないか。

市長 震災復興計画の中で七つのリーディングプロジェクトがあります。その内二つは検討会を設けますが、「生活再建部会」も大きな

問題ですので、検討したいと思えます。

問 復興へ向けた新たな街づくりにおいて、相続や借地借家、境界などの私法上の問題がある。新たな制度を設けるよう、国・県に要請してはどうか。

市長 法制度の問題は、国の方でしっかりと対応していただく以外ありません。生活再建に当たり、障害になる点があるとすれば、必要に応じて国・県に要望をしていかなければならないと思います。

復興対策



長田 忠広

問 仮設住宅の入居期間が長くなれば必然的に物も増えてくる。そこで、物置を設置してはどうか。

市長 県の補助の動向を勘案しながら（物置設置について）検討していきます。

か。アフリー対策をしてはどうか。

市長 最低限度必要な部分については、できるだけ努力をしなければならぬと思います。その中で、介護保険制度の活用も十分踏まえながら対策を講じていきたいと思えます。



仮設住宅のスロープ

問 災害公営住宅はいつまでに建設するのか。

市長 いつ建設できるかは今の段階で明確になりませんが、今年中に大体方向付けはしたいと思えます。

老人ホーム支援策は

問 被災した老人ホームに対しての支援策はどのよう

市長 国・県の動向を十分踏まえ、できるだけ早く再開できるように、法人と共に若沼市としても努力をして